

# 港湾におけるアセットマネジメントの本格的運用に向けて

-港湾の施設の維持管理計画書の策定-



港湾研究部長 高橋 宏直

## 1. 維持管理計画書の策定

港湾の施設の技術上の基準を定める省令の改正(2007.4)により、技術基準対象施設は供用期間にわたって要求性能を満足するように維持管理計画書等に基づき適切に維持されることとなった。

このため、港湾研究部港湾計画研究室では独政法空研LCM研究センターと共同で、「維持管理計画書」の基本的な枠組みを取りまとめて国総研資料No.376として発表した。

(<http://www.nilim.go.jp/lab/bcg/siryou/tnn/tnn0376.htm>)

## 2. 計画書作成の基本的な考え方および構成

これまでの技術・知見を踏まえて、計画書の作成の基本的な考え方として次の5項目を整理した。

- ①変状および劣化の発生を前提
- ②事後保全から予防保全への転換
- ③主要部材等の区分および維持管理レベルの設定
- ④劣化の予測と実態の乖離を前提
- ⑤総合評価の実施

ここでの最大の特徴は、「③主要部材等の区分

および維持管理レベルの設定」である。②で示したように、維持管理においては「予防保全」が有効ではあるが、対象施設を構成する全部材への「予防保全」は適切ではない。

したがって、効果的かつ効率的な維持管理を実施するためには構造的に特に重要な「主要部材」、これに準じる「その他部材」、さらにそれ以外の「附属設備」に区分して、それぞれに「予防保全」、「事後保全」の考え方を踏まえた維持管理レベルを設定した上で計画を作成することとした。

また、省令および告示での項目を踏まえて維持管理計画書は5章から構成することとし、直杭式横桟橋を対象とした計画書全体の具体的な構成を図-1に示す。

## 3. 今後に向けて

今後は、実際の事例を踏まえてより現場で活用できるように改訂および既存施設を対象とした検討を進める予定である。

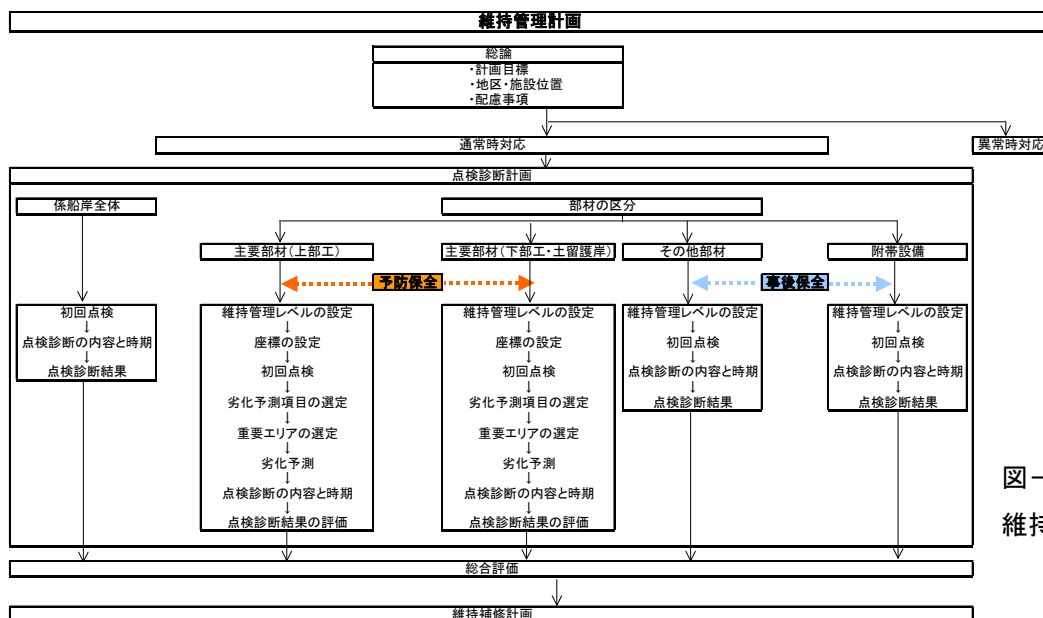


図-1 維持管理計画書の構成